

研究奨励賞規程

制定 平成11年1月29日

- 第1条** 日本農村医学会は、農村医学に関する優れた研究成果を挙げ、将来の発展を期待し得る会員に対し奨励賞を授与する。
- 第2条** 奨励賞は日本農村医学会雑誌、またはJournal of Rural Medicineに掲載された原著論文に対して授与される。
- 第3条** 受賞者については、提出された論文を奨励賞選考委員会が選考し、理事会の議を経て決定される。
- 第4条** 受賞者は学術総会で表彰され、賞状ならびに副賞が授与される。
- 第5条** 本賞は下記の要領により選考される。
- (1) 本賞選考のため選考委員会を設ける。
 - (2) 選考委員は、編集委員、学術委員長および同委員長が指名する学術委員並びに両副理事長によって構成される。
 - (3) 選考委員会は、編集委員長（和文誌・英文誌）、学術委員長並びに学術担当副理事長の4名によって構成され、選考委員長は学術担当副理事長が当たるものとする。なお、兼任により委員が4名に満たない場合は、学術担当副理事長は不足人数を選考委員の中から指名する。
 - (4) 応募は本学会の理事・監事・評議員の推薦または本人の申請によるものとし、応募申請書（所定の用紙）を所定の期日までに理事長に提出しなければならない。

附 則

1. 本規程は、平成11年1月29日より施行する。
2. 受賞論文は、各年度の前2年間に、第2条に規定する各雑誌に掲載された論文を対象とする。
3. この規程は理事会の議を経て改廃する。
4. 変更規程は平成18年6月30日より施行する。
5. 変更規程は令和4年1月29日より施行する。